

広島市告示第 2 9 3 号

令和 7 年 5 月 2 3 日

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を策定したので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 1 9 条第 8 項の規定により公告します。

なお、この地域計画は、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐北区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

記

縦覧日及び縦覧時間

広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除き毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで